

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1033 号（諮問第 1681 号）

件名：専門試験の選考基準（A から E の得点区分）の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 8 月 25 日

2 原処分

令和 3 年 9 月 24 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 12 月 20 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 4 月 6 日

5 答申

令和 5 年 1 月 30 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書及び審査請求人から提出された反論書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、令和 4 年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験（以下「本件採用試験」という。）の受験にあたり、受験区分は高等学校、受験教科は英語を選択した受験者の「教科専門」試験について、A から E までの 5 段階評

定に係る得点区分を示す基準又は人数比により区分けしている評価方法が記載された文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、本件採用試験の「教科専門」試験における A から E までの 5 段階評価については、何点以上が A などといった得点の区分による基準をあらかじめ設けているものではなく、受験者の点数の結果から、人数比により区分けしていることから、得点区分を示す基準は存在しないとのことである。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件採用試験の「教科専門」試験における A から E までの 5 段階評価については、受験者が全受験者の中でどのくらいの順位だったのかを当該受験者へ参考に明示するためのものであり、この評価が選考の基準となったり合否に影響したりするものではなく、人数比により区分けしている評価方法を記載した文書についても作成していないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

令和 4 年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験の第 1 次試験の下記情報
高校（英語）受験者の専門試験（英語）の選考基準（A から E の 5 段階評価
基準情報：各段階別の得点区分）